

### 3. 税金や保険料等の猶予

▼令和2年5月発行

「新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ【第2報】」の3ページ『水道料金・下水道等使用料支払猶予』の猶予対象月を拡大しました。

#### 水道料金・下水道等使用料を支払猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130  
各総合支所市民サービス課

◆水道料金・下水道等使用料の支払猶予とは  
下記の「対象となる方」の4月～8月請求分の使用料の支払いを猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援金の特例貸付を受けた方

#### ◆申請期間は

各月納入期限日まで

#### ◆猶予される期間は

各月納入期限翌月の月末まで

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

### 4. 国等において実施する主な支援

#### 雇用調整助成金の拡充

【厚生労働省】

雇用調整助成金の日額上限の引き上げや助成率の拡充等

■申請・問合せ先 築館公共職業安定所  
電話：0228-22-2531

#### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）

【厚生労働省】

休業期間中の賃金支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、労働者からの申請により、支援金を支給

■所管部局等 職業安定局雇用保険課  
電話：03-5253-1111  
(代表)

#### 家賃支援給付金

【経済産業省】

売上の急減に直面する中小企業等に対して、支払家賃の一部について、給付金を支給

■所管部局等 中小企業庁総務課  
電話：03-3501-1768

#### 農林漁業者の経営継続補助金

【農林水産省】

花き等を含む幅広い農林漁業者を対象として、新たな販路開拓や最新の農業機械の導入などを通じて、事業の改善を図る農林漁業者を支援

■所管部局等 経営局経営政策課  
電話：03-6744-0576

#### 宮城県中小企業等再起支援事業補助金

【宮城県】

業況の悪化に直面する中小企業等を対象として、早期の再起を図るために販路開拓や生産性向上、感染防止対策などの取り組みを支援

■申請先 北部地方振興事務所  
栗原地域事務所  
電話：0228-22-2195  
■問合せ先 宮城県中小企業等再起支援事業相談ダイヤル  
電話：022-211-3337

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>